

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年4月16日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成30年3月30日付けで行った保護停止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成27年4月17日付けで、審査請求人（以下、「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人が逮捕・勾留されたことを理由として、平成30年3月30日付けで、請求人の保護を同月3日から停止し、同日以降の保護費を返還させる決定（以下、「本件決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年4月16日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

逮捕・勾留による留置期間中は保護停止とのことだが請求人が留置されていたのは平成30年3月3日から同年3月20日までである。しかしその旨を担当ケースワーカーに伝えたが3月中に何らかの手続きをしていなかったため、31日までの分を返還請求された。

何らかの手続きの説明の際、ごによごによと言い、誤魔化してるように聞こえまた、そのような手続きについての説明は3月中に一切されなかつた上にそのようなルールは請求人は知らない。不当返還請求ではないか。

(2) 審理員が平成30年12月11日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

請求人が留置施設にて留置をされていたのは平成30年3月3日から同年3月20日までであり、同年3月3日から同年3月31日分までの保護費返還請求は受け付けてはいかない。

もし上記の日付分まで請求されるとするならば留置施設にいながらた同年3月21日から同年3月31日まで請求人は健康で文化的な生活ができなくなる。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成30年3月30日付けの本件決定通知書には、「2停止 平成30年3月3日から平成30年3月31日まで 3理由 逮捕・勾留等による留置期間中は生活保護に優先して他法が適用されるため、生活保護法第26条により平成30年3月3日付で保護を停止します。」との記載がある。

イ 平成30年3月30日付けの本件決定通知書には、「2廃止 平成30年3月28日限り 3理由 平成30年3月28日に転出されたため、平成30年3月29日付で保護を廃止します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年6月18日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成27年3月31日 身体状況並びに経済状態悪化により生活保護申請。同日申請受理。

(イ) 平成27年4月17日 生活保護開始決定。

(ウ) 平成30年2月16日 請求人より、A市の知人宅に転居するため、生活保護

を廃止してほしいとの相談を受ける。

- (工) 平成30年2月27日 請求人より、転出日が平成30年3月22日に決まったとの連絡あり。廃止後の生活状況確認のため、証明（申告）書の提出を求め、送付する。
- (オ) 平成30年3月9日 B県C警察署より、電話で請求人が逮捕されたとの情報提供を受け、同警察署あて文書による照会を実施する。
- (カ) 平成30年3月12日 上記照会について、B県C警察署より逮捕・起訴・留置先に係る照会はB県警察本部へ送るよう電話で連絡があった。
- (キ) 平成30年3月15日 B県C警察署より、上記照会文書の返送到着。
- (ク) 平成30年3月20日 B県警察本部に逮捕日、起訴の有無等について照会を実施。
- (ケ) 平成30年3月29日 上記照会について、B県警察本部からの回答を受理。
- (コ) 平成30年3月30日 B県警察本部からの回答により、請求人が平成30年3月2日から同月20日の間、B県警察本部留置施設に留置されていたことを確認。法第26条に基づき、本件決定を行う。本件決定に伴い、過払いとなつた平成30年3月分生活保護費76,532円について、地方自治法施行令（以下「地自令」という。）第159条の規定に基づき、戻入処理を行う。
請求人に架電し現在の状況を確認したところ、請求人は、留置はすでに終了し、市外に転出していると回答した。
また、住基異動確認リストにより、平成30年3月28日付でD市に転出していることを確認。
平成30年3月29日付での保護廃止処理を行う。
- (サ) 平成30年4月3日 地自令第159条の規定に基づく返還金の納付書を送付する。
- (シ) 平成30年4月6日 請求人より入電。本件決定に伴う返還金の分割納付について相談あり。分割納付誓約書等一件書類を送付。通帳のコピーと合わせて提出を指示する。

イ 本件決定の正当性

本件決定に際し、処分庁は、請求人の逮捕・留置の事実及び留置期間について、平成30年3月29日に受理した、同年3月26日付け「生活保護受給者の逮捕・起訴の有無等について（回答）」によって確認した。

平成30年3月30日、住基異動確認リストにより住民票の市外転出を確認し、請求人にも架電により確認を行い、既に市外へ転出し、処分庁管内の居宅についても契約終了の手続きを済ませていることを確認した。

留置期間中については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第5.0号）に基づく刑事行政の一環として措置されており、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-15のとおり、生活保護にて最低生活費の計上は必要ないものと判断し、法第26条に基づき、本件決定を行った。

また、平成30年3月28日付で、請求人が所管区域外へ転出をしていることを確認したため、同年3月29日付け保護廃止の決定を行った。

法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とされている。

請求人は、生活保護を申請した平成27年3月31日に、収入申告の義務を含む生活保護制度に關し説明を受けていたにもかかわらず、留置所から出所後、平成30年3月20日から同29日まで、保護の必要の有無について連絡をしてこなかった。また、平成30年2月27日、処分庁は請求人より同年3月22日に市外に転出予定であると連絡を受けている。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10-3において、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」とされているところ、請求人の留置期間が終了した平成30年3月20日から同月29日の期間については、保護の再開の申請がなかったため、保護の再開をせずに本件決定を行ったものである。

よって、本件決定には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

（2） 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年2月16日付けのケース記録票には、「請求人より入電。3月の17日か18日に引っ越しこととなつたため、生活保護を廃止して欲しいと話す。生活はどうするのか？と聞くと、A市の知人宅へ引っ越しため、その人に面倒を見てもらうことになるとのことであった。転居し、保護廃止となつた後の生活状況の見通しを確認する必要があるため、その知人に請求人の生活の面倒を見ることについて、書面で提出してもらうことは可能か？」と聞く

と、請求人は分かりましたと話すため、書面での提出を指示。書面を確認して、保護の廃止を検討することとする。」との記載がある。

イ 平成30年2月27日付けのケース記録票には、「請求人より入電。市外への転居について、3/22に決まったとのこと。保護廃止するのに書類がいるんですかと言うため、廃止後の生活状況の確認が必要であるため、証明（申告）書の提出はお願いしたい旨を説明し、請求人は了承した。H30.4分保護費については、現金払いへ変更を行うこととする。」との記載がある。

ウ 平成30年3月20日付けの生活保護受給者の逮捕・起訴の有無について（照会）には、B県警察本部 総務部 留置管理課長宛てに請求人の「起訴の有無、及び起訴の事実があればその起訴日と回答日現在の留置先」について照会している記載がある。

エ 平成30年3月26日付けの生活保護受給者の逮捕・起訴の有無等について（回答）には、「留置期間 平成30年3月2日から平成30年3月20日 留置場所 B県警察本部 留置施設」との記載がある。

オ 平成30年3月29日付けで作成された住基異動確認リスト（保護対象）には、「異動日 H30.3.28 異動後 D市」との記載がある。

カ 平成30年3月30日付けのケース記録票には、「H30.3.2～H30.3.20の間、逮捕・留置となったことを確認。逮捕によりH30.3.3付けて保護停止とする。すでに留置が終了となっていたため、請求人へ架電し現在の状況を確認。留置はすでに終了し、もう市外へ転出しているとのこと。居宅の契約終了の手続きも行ったとのことであった。

請求人の住民票については、「住基異動確認リスト」により30.3.28付でD市へ異動となっていることを確認。

「H30.3.29付で保護廃止とする。本件決定通知書等は転居後の住所へ送付してよいとのことであったため、決裁後送付を行う。」との記載がある。

キ 平成30年3月30日付けの保護決定調書には、「逮捕・勾留等による留置期間中は生活保護に優先して他法が適用されるため、生活保護法第26条により平成30年3月3日付で保護を停止します。」との記載がある。

ク 前記1 (3) アと同じ。

ケ 前記1 (3) イと同じ。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定めている。
- (2) 問答集の問7-15の（問）は、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか。」とあり、その（答）には「お見込みのとおりである。」と記している。

2 本件決定について

(1) 警察官署に留置された場合の取扱いについて

処分庁は、平成30年3月29日に、請求人の留置期間に係る照会の回答を受理し、翌30日には、請求人が同月28日付で所管区域外に転出していることを確認したため、本件決定と同時に、転出日の翌日である同月29日付で請求人の保護を廃止する決定を行ったことが認められる。

前記1(2)のとおり、警察官署に留置された場合は最低生活費の計上は必要ないとされていることから、平成30年3月3日付で請求人の保護を停止することとした判断には一定の合理性が認められる。

(2) 留置期間終了後について

留置期間が平成30年3月20日までであることに争いはなく、本件審査請求の争点は、同月21日以降の保護の取扱いについてである。

処分庁は、留置期間が終了した平成30年3月21日以降の期間については、請求人からの申請がなかったため、保護の再開をしなかった旨主張しているが、請求人が、自身の保護が停止されたことを知り得たのは、本件決定が行われた同月30日以降であると推認されることから、処分庁の主張は失当であると言わざるを得ない。

また、処分庁は、留置期間終了後に請求人から保護の必要の有無について連絡をしてこなかった旨主張しているが、留置期間終了から保護が廃止されるまでの平成30年3月21日から同月27日の間、前記1(1)の規定に基づき、職権により請求人の保護を停止する必要がある状況かどうかについて調査・検討を行った形跡は見当たらず、同期間を含めて保護を停止し、支給済の保護費を返還させることとした処分庁の判断は、妥当であるとはいえない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件決定に至る過程及び判断には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月25日

審査官 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。